

介護福祉士を支える保険

福祉専門職保険

勤務中の三大リスクに備える！

勤務中の
対人・対物事故への
補償



利用者さんからの
クレーム・トラブル対応
(人格権侵害、個人情報漏えい、
弁護士等相談費用等)



インフルエンザや
ノロウイルスも対象
24時間の感染症
罹患への補償



インターネットから
お申し込み
できます！



左の QR コード
または HP から
お申込みください。

URL : <https://www.medic-office.co.jp/fukushi/index.html>

年間
保険料

2,400 円

(1ヶ月あたり200円)

ご加入できる方

介護福祉士 社会福祉士

精神保健福祉士 介護支援専門員

福祉系業務に従事する
その他の医療・福祉系専門資格者等

ご契約に関する大切なお知らせ

ご契約いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。
※その他ご不明な点等ございましたら、引受保険会社メディカル少額短期保険(株)までご連絡ください。

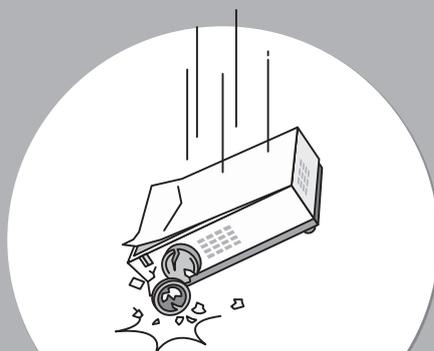
万一の賠償事故と 感染症罹患への備えに。

「福祉専門職保険」は介護保険施設等に勤務なさっている福祉専門職（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員）や福祉系業務に従事するその他の医療・福祉系専門資格の方々の個人の賠償責任リスクと感染症リスクに備えたもので、少額短期保険の特長を活かしたきめ細かな補償を持つユニークな保険です。

個人でご契約いただく他、介護保険施設等（法人）が保険契約者となって施設に勤務される福祉専門職等の方々の被保険者としてご契約することも可能です。この場合は、当該施設に勤務なさっている福祉専門職等の方々のための福利厚生をより充実させるツールとしてご利用頂けます。



勤務中に誤って利用者さんに
ケガをさせてしまった。



勤務先のプロジェクターを誤って
落として壊してしまった。



利用者さんから預かった眼鏡を
無くしてしまった。

こんな場合に……
例えば



適切でない言葉で
利用者さんを傷つけてしまった。



インフルエンザに罹患し、
医師の指導で自宅待機した。



痰の吸引中に痰が顔にかかり、
感染の恐れがあるので検査した。

補償項目と保険金額 (支払い限度額)

補償項目		保険金額 (支払い限度額)	詳細 ページ
① 対人事故への補償		800万円 ただし②は20万円限度 職業賠償責任保険 (医療・福祉専門職特約付帯)	P3~P6
② 対物事故、受託物の損壊・紛失・盗取・詐取への補償*1			
③ 経済的損失への補償			
④ 個人情報漏えいへの補償			
⑤ 人格権侵害への補償			
⑥ 弁護士への相談費用を含む初期対応費用			
⑦ 第三者とのトラブル解決のための弁護士等の相談費用・文書作成費用等		10万円 (トラブル解決費用特約)	P6
⑧ 飛沫、曝露等の職業感染による検査費用補償		2万円 (感染症検査費用特約)	P7
⑨ 感染症罹患への補償 ※「新型コロナウイルス感染症」罹患時の通院・自宅待機見舞金は、不担保です。	死亡保険金	60万円 (感染症保険)	P8
	入院、通院・自宅待機見舞金	入院、通院・自宅待機の日数に応じて 7千円~5万円 (感染症保険) (詳細はP8をご覧ください)	

①~⑥の保険金額は共通の支払い限度額です。

*1 使用年数に応じた時価額での補償(原状復帰費用)となります。

【①~⑤の保険金支払いの対象となる損害の範囲】

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いいたします。

①法律上の損害賠償金 ②争訟費用 ③損害防止軽減費用 ④緊急措置費用
⑤協力費用

※「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない場合」については、後記「重要事項説明書」(P11~12)をご覧ください。

保険料

被保険者一人当たりの
年間保険料

2,400円

※お申込み方法は、P10をご確認ください。

被保険者(補償を受ける方)
の資格

介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、福祉系業務に従事するその他の医療・福祉系専門資格(初任者研修、実務者研修、ヘルパー2級等の方を含みます)

※上記以外の方は被保険者になれませんので、ご注意ください。

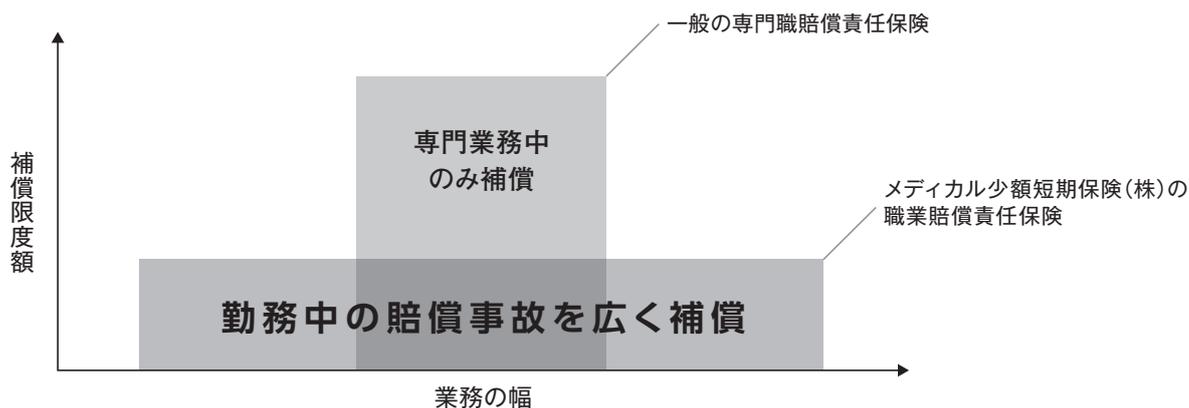
※ 少額短期保険業とは、保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内であって、保険金額が1,000万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業をいいます。メディカル少額短期保険(株)は2017年7月12日に登録した少額短期保険業者です(登録番号:関東財務局長(少額短期保険)第78号)。

① 対人事故への補償

勤務中对人事故（利用者さん等にケガをさせた）を起こした場合に、過失割合に応じて保険金をお支払いします。

専門業務中^{*1}に限らず、勤務中の賠償事故を幅広く補償します！

^{*1} 保有されている資格では行うことができない業務に起因する賠償事故は補償対象外となります。



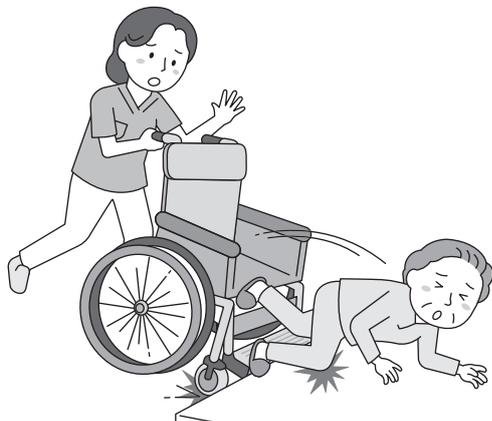
専門業務については、勤務先以外で行った業務も補償の対象となります。
(ボランティア等を含む)

利用者さんだけでなく、他のスタッフにケガをさせてしまった場合も補償します！

※勤務中の事故は、利用者さんに限らず、他のスタッフ等への賠償事故も補償します。

車椅子で移動中に段差でつまずき、利用者さんを転ばせてしまった。

損害賠償金
(慰謝料・治療費等) **1,534,000円**



病院食を配膳中、配膳車の前にいた利用者さんに気付かずに移動してしまい、利用者さんにケガをさせてしまった。

損害賠償金
(慰謝料・治療費等) **382,600円**

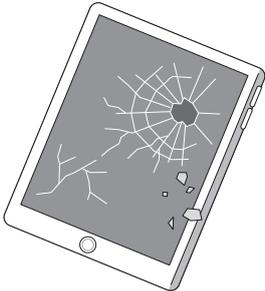


②対物事故、受託物の損壊・紛失・盗取・詐取への補償

勤務中に第三者の所有物を壊したり、預かりものを盗まれた場合等に、保険金をお支払いします。

利用者さんの物を壊した場合だけでなく、病院や施設の機材等を破損させてしまった場合も補償します。

利用者さんから預かった物の紛失も補償します。



施設のタブレットを
落として壊してしまった。

損害賠償金(修理費用)
22,000円



利用者さんから預かった入れ歯を
誤って捨ててしまった。

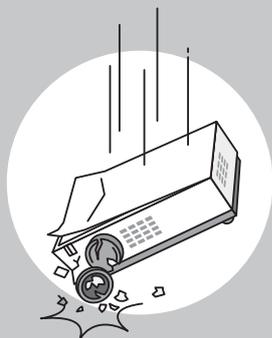
損害賠償金(再作製費用)
23,000円

※修理費用や再作製費などは、使用年数に応じた時価額が限度となります。

対物事故におけるお支払い額について

物は使用年数と共に劣化し、その時価額が下がっていきます。対物事故において法律上の賠償責任を負う範囲は、“壊した時点の状態に戻すための費用(原状復帰費用)”です。

保険でお支払いできる金額も法律上の賠償責任を負う範囲です。物によって時価額の評価方法が変わりますので、事案ごとに保険会社からご案内致します。



※本ページに記載のお支払い例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

③経済的損失への補償

勤務中に利用者さん等に経済的損失を与えてしまった場合、過失割合に応じて保険金をお支払いします。

身体の障害、物の損壊が伴わない、第三者の経済的損失を補償します。

利用者さんのご家族に面談日を誤って伝えてしまい、ご家族が施設へ来てしまった際に、ご家族が負担した交通費も補償します。

経済的損失とは

相手にケガをさせたり、相手の物を壊してはいいないが、被保険者の過失によって、相手に費用負担が発生すること。



施設のトイレを掃除していた時に、誤って雑巾を流してしまい、トイレを詰まらせてしまった。

損害賠償金
35,000円

利用者さんのケアプラン作成時に計算ミスをしてしまい、介護保険内に収まっていないことが後で判明し、利用者さんに不要な自己負担を発生させてしまった。

損害賠償金
12,000円

④個人情報漏えいへの補償

勤務中に利用者さん等の個人情報を漏えいし、賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



利用者さんの介護記録を自分のSNSにアップした。後日利用者さんの家族に見られてしまい、個人情報を漏えいされたと訴えられた。

損害賠償金
500,000円

⑤人格権侵害への補償

勤務中に言葉などにより、利用者さんや他のスタッフ等の自由、名誉またはプライバシーを侵害し、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

利用者さんと接している時、言葉の行き違いで利用者さんに暴言を言った様にとらえられ、名誉毀損で訴えられた。



損害賠償金
50,000円

⑥ 弁護士への相談費用を含む初期対応費用

対人事故や対物事故、さらには個人情報漏えいなどの賠償事故が起こった際に、お詫び品購入費用やお詫びのための交通費等をお支払いします。

なお、結果として賠償責任を負わなかった場合でも返還の必要はありません。

賠償事故に関する弁護士相談費用をお支払いします。

賠償事故にかかる事故現場の保存・写真撮影費用・通信費等を補償します。

社会通念上妥当と認められる見舞金や交通費等をお支払いします。

利用者さんにケガをさせてしまったため、利用者さんの家族にお詫びに伺った。

初期対応費用として

交通費 **3,500円**

お詫び品購入費用 **4,000円**

計 **7,500円**

老健施設に勤務する介護福祉士が、ある入居者の入居状況を知人に不用意に伝えてしまった。後日その内容が入居者の家族に伝わってしまい、家族からクレームを受けたため弁護士に相談した。

弁護士相談費用として

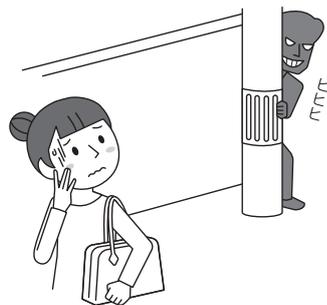
弁護士相談費用 **30,000円**
1万円(1時間/日)×3回

文書作成費用 **30,000円**

計 **60,000円**

⑦ 第三者とのトラブル解決のための 弁護士等の相談費用・文書作成費用等

被保険者の業務に関連して発生した第三者とのトラブルの解決について、被保険者に支払いが発生した弁護士等の相談費用や文書作成費用等をお支払いします。



親しくなった利用者さんからしつこくLineのIDを聞かれ教えたところ、ストーカーまがいの行為をされたため、弁護士へ相談した。

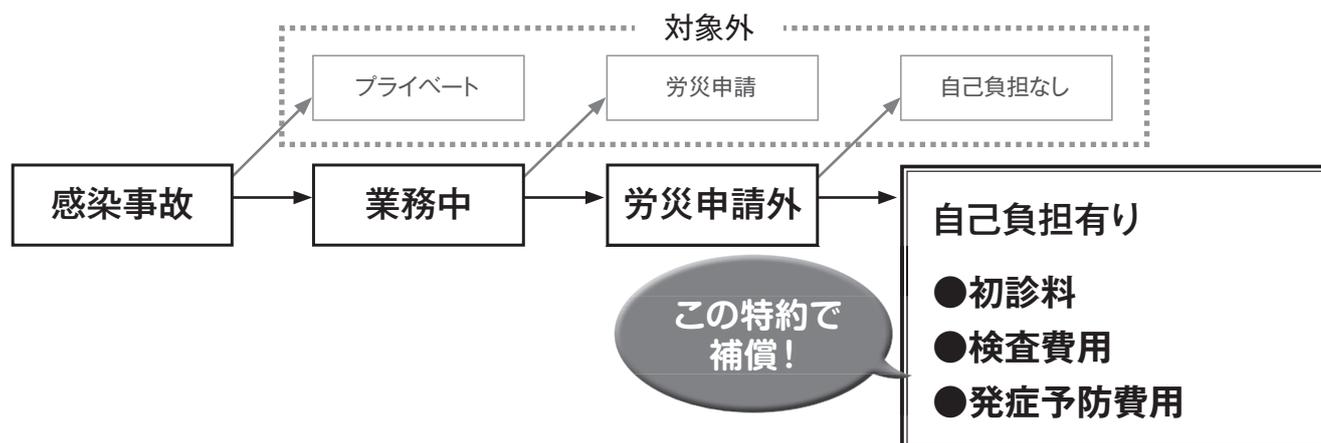
弁護士相談費用 **20,000円**

※本ページに記載のお支払い例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

⑧ 飛沫、曝露等の職業感染事故による検査費用補償

福祉専門職の皆さんにとってリスクが高いと思われる職業感染事故(飛沫、曝露等)は、原則として労災保険^(*)が適用されますが、感染源となるウイルス等が特定できない場合や軽微な事故など、労災申請に至らない場合もあります。メディカル少額短期保険(株)の感染症検査費用特約は、こんな時の不安を解消するために作られた特約で、労災保険が適用されず、被保険者に検査費用や発症予防費用の自己負担金が発生した場合に、実費相当分の検査費用給付金をお支払いいたします。

(*) 正式名称: 労働者災害補償保険



【ご注意】

飛沫、曝露等の職業感染事故のうち、労災申請に至らなかった場合の検査・発症予防費用及び初診料の自己負担分をお支払いします。

(注! プライベートでの感染事故は給付対象となりません)

※空気感染は給付対象となりません。※初年度契約の契約日からその日を含めて10日以内に受けた検査は不担保とします。

補償項目	保険金額 (補償限度額)
初診料・検査費用・発症予防費用 (実費負担分)	2万円限度 (回数に制限はありません)

歯肉炎があり出血をしていた利用者さんの血液が混入している唾液がはねて目に入ってしまった。利用者さんの肝炎等感染症の既往歴が不明だったが、そのまま放置。後に不安になり自己負担にて近医を受診し検査を行った。

お支払い金額例 **9,160円**
(自己負担した検査費用)

流行性角結膜炎を発症した利用者さんと濃厚接触していたため、感染した可能性があるのを念のため眼科を受診した。受診の結果、感染はしていなかったことから労災申請には至らず、その費用を自己負担することとなった。

お支払い金額例 **7,930円**
(自己負担した検査費用)

⑨感染症罹患への補償

業務中やプライベートで感染症に罹患した場合に、下表の保険金・見舞金をお支払いします。
(プライベートでの感染症罹患も給付対象となります。)

インフルエンザやノロウイルスも補償!

入院・通院だけでなく自宅待機期間に対してもお見舞金を給付します。

被保険者(補償を受ける方)が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に対象となる感染症を発症し、その直接の結果として、発症日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に保険金、入院、通院・自宅待機をした場合に見舞金をお支払いいたします。

死亡保険金額	60万円
--------	------

入院見舞金額	
入院日数31日以上	5万円
入院日数15日~30日	2万円
入院日数8日~14日	1万円
入院日数1日~7日	7千円

通院・待機期間見舞金額	
通院・待機日数30日以上	5万円
通院・待機日数16日~29日	2万円
通院・待機日数11日~15日	1万円
通院・待機日数1日~10日	7千円

※「新型コロナウイルス感染症」罹患時の通院・自宅待機見舞金は、不担保です。

勤務先でインフルエンザが流行しており、インフルエンザに罹患してしまった。

感染見舞金

通院1日+自宅待機期間4日
=合計5日間

7,000円

利用者さんがノロウイルスを発症。後日同じ症状が出たため病院を受診し、ノロウイルス(感染性胃腸炎)と診断された。

感染見舞金

通院(検査)1日 **7,000円**
入院5日 **7,000円**

計 **14,000円**

【対象となる感染症】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、同施行令、同施行規則に定める「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「四類感染症」、「五類感染症」、「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」、「新感染症」及びその他保険会社が認める感染症(疥癬、成人T細胞白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性単核球症、溶連菌感染による合併症)とし、法令の改正により変更される場合は事故時点で当該法令に記載された感染症を対象とします。ただし「五類感染症」については、法令の改正に関わらず P12 に記載された感染症に限ります。詳しく保険約款等でご確認ください。

※入院見舞金および通院・自宅待機見舞金を合算して、保険期間中の支払限度額は80万円です。

※初年度契約に限り、契約日からその日を含めて10日の間に発病した場合は、補償対象となりません。

※発病日は、医師が感染症と診断するために行った検査の日と医師により感染症の治療が開始された日のいずれか早い日とし、発病日以降の入院、通院・自宅待機期間が補償対象となります。

※同日に通院と自宅待機が発生した場合は、その日を自宅待機日とみなし、通院には数えません。

※同一の感染症については、保険期間中1回のみ対象となります。

※同時に2種類の感染症を発病した場合、見舞金の支払は重複しては行いません。

※感染症に罹患したことによる新たな疾病については、対象となりません。

※治療が2つ以上の保険期間に渡る場合は、発病日が属する保険期間での一回の罹患とみなします。

※本ページに記載のお支払い例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

⚠ 事故が起きた場合 ⚠

- 保険金等の支払事由が生じた場合、契約者または保険金等の受取人はすみやかに当社に通知してください。
- 保険金のご請求にあたって必要な書類は、本パンフレットに記載の通りです。
- 職業賠償責任保険には、当社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、当社の助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。
なお、当社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

保険金・見舞金請求に必要な書類

【職業賠償責任保険】

所定の「保険金請求書」他に、以下の書類が必要です。

- ① 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者との示談書
- ② 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ③ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ④ 普通保険約款第3条保険金支払の対象となる損害の範囲に規定する争訟費用、損害防止軽減費用、緊急措置費用、協力費用または初期対応費用の支出を証する領収書または精算書
- ⑤ 保険証券

※当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

【トラブル解決費用特約】

所定の「保険金請求書」他に、以下の書類が必要です。

- ① 弁護士等の相談費用や文書作成費用等の領収書（原本）

【感染症保険】

所定の「保険金請求書」他に、以下の書類が必要です。

■死亡保険金の場合

死亡保険金	●死亡診断書または死体検案書 ●被保険者の住民票 ●保険金受取人の戸籍謄本 ●保険証券
-------	---

■通院・自宅待機見舞金、入院見舞金の場合

通院・自宅待機見舞金	●感染症名が分かる書類（コピー可） 医師の診断書、薬の明細書（薬名から感染症名が特定できる場合）等のうち一点 ※通院日数＋自宅待機日数が11日以上の場合は、日数を証明する書類（自宅待機期間が記載された医師の診断書、通院日数分の診療明細書及び領収書等）も必要です。
入院見舞金	●感染症名、入院日数を証明できる書類（コピー可） 感染症名と入院日数がわかる医師の診断書、退院証明書等のうち一点

【感染症検査費用特約】

所定の「保険金請求書」他に、以下の書類が必要です。

- ① 検査内容がわかる診療明細書付き領収書（原本）

お申し込み方法

メディカル少額短期保険(株)の他の保険をご契約済みの方は、誠に申し訳ございませんが、この保険のお申し込みお受けいたしかねますのでご了承ください。ご不明な点は、メディカル少額短期保険(株)(0120-900358)までお問い合わせください。

インターネットでお申し込みの場合

【保険期間】

申込日の翌日(契約日)午後4時~1年後の同日午後4時まで(1年間)

例) 5月4日お申込の場合、保険期間は5月5日午後4時~翌年5月5日午後4時までとなります。

【保険料のお支払い方法】

クレジットカード決済(一括のみ)

●お申し込みはコチラ●

パソコンでお申し込みの場合

<https://www.medic-office.co.jp/fukushi/index.html>



スマートフォン等でお申し込みの場合



※インターネットでのお申し込みは、個人申込みのみとなります。(法人ではお申込みいただけません。)

用紙でお申し込みの場合

【保険期間】

毎月1日(契約日)午後4時~1年後の同日午後4時まで(1年間)

【保険料のお支払い方法】

口座振替

口座振替依頼書に記載の口座より、契約月の翌月27日(27日が休業日の場合は翌営業日)にお引き落としさせていただきます。

例) 5月1日契約の場合、口座引き落とし日は6月27日となります。

【お手続き方法】

以下の2点を引受保険会社メディカル少額短期保険(株)までご送付ください。

- ① 「福祉専門職保険」保険契約申込書(個人契約用)
- ② 口座振替依頼書

※本パンフレットに同封の返信用封筒を使用すると到着まで3~4日かかりますので、余裕をもってご投函ください。

※法人でお申込みをご希望される場合は、取扱代理店までご連絡ください。なお、被保険者の人数によっては、このパンフレットに記載された保険金額ではお引き受けできない場合がありますのでご注意ください。

【申込書類締切日】

始期月の前月25日必着

※申込書類締切日(始期月の前月25日(土日祝日の場合は翌営業日))を過ぎて書類が到着した場合は、翌月が始期月となります。

保険契約の 継続について

この保険契約は、保険期間の終期日を以て毎年自動継続いたします。終期日の1ヶ月前までに「自動継続のご案内」をお送りいたしますので、継続しない場合は指定のお手続きをしてください。

「重要事項説明書」

(契約概要・注意喚起情報のご説明)

この「重要事項説明書」は、保険商品の内容をご理解いただくための重要な事項（契約概要）と、お客様にとって不利益となる事項など、特に注意していただきたい事項（注意喚起情報）等を記載しております。記載事項はすべてお申込み前にご理解いただきたい大切な情報ですので、必ずお読みいただき、内容をご確認いただくとともに、ご契約後も大切に保管くださいますようお願い申し上げます。また、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款並びに特約をご参照ください。

★マークのご説明★

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特に注意いただきたい事項

契約概要

商品の仕組み

この保険契約は、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、福祉系業務に従事するその他の医療・福祉系専門資格者の方々の、勤務中の賠償事故、利用者さん等とのトラブル解決のための弁護士等の相談費用等の補償、飛沫・曝露等による感染事故の検査費用の補償、及び24時間の感染症罹患への各種保険金・見舞金補償で構成されており、保険種類と付帯されている特約は下表の通りです。

保険種類	特約
職業賠償責任保険	医療・福祉専門職特約、トラブル解決費用特約
感染症保険	感染症検査費用特約

契約概要

注意喚起情報

補償の内容及び主な特約

各保険種類及び特約ごとの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない場合」については、下表の通りです。内容をご確認ください。

保険種類・特約	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない場合
職業賠償責任保険 医療・福祉専門職特約	<p>医療・福祉専門職である被保険者の、医療・福祉関連分野の勤務先における業務上の過失（医療・福祉専門職による専門業務遂行においては勤務先以外での過失を含む）に起因して、以下の事由により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に限り、</p> <p>(1)他人の身体の障害を発生させること (2)他人の財物の損壊を発生させること (3)受託物を損壊し、紛失し、または盗取・詐取されること (4)被保険者の業務遂行に関連する不当行為¹により、他人の人格権を侵害²したとき (5)他人の個人情報を漏えいすること (6)その他、他人に経済的損失を与えること</p> <p>*1 不当行為とは、次のいずれかの行為をいいます。 ア. 不当な身体の拘束 イ. 口頭または文書もしくは図画等による表示 *2 人格権侵害とは、他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。</p> <p>(注)保険金の支払は、上記各号の事由が保険期間中に発見された場合に限るものとします。なお、発見は、被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）または被保険者に対して損害賠償請求がなされた時（なされるおそれがある被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。）のいずれか早い時点をもってなされたものとします。</p> <p><保険金支払いの対象となる損害の範囲></p> <p>(1)法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金（賠償責任の承認または賠償金額の決定前に当社の同意が必要です。）</p> <p>(2)争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や交渉等において、被保険者が当社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（調停や示談も含みます。）</p> <p>(3)損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使についての必要な手続きを行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続きまたは手段のために当社の同意を得て支出した必要または有益な費用</p> <p>(4)緊急措置費用 上記(3)の規程に基づき、被保険者が必要な手続きを行いまたは手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用、または当社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>(5)協力費用 当社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>(6)初期対応費用 被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、身体の障害を被った被害者への見舞金等社会通念上妥当と認められる初期対応費用及び弁護士相談費用</p>	<p>(1)契約者または被保険者の故意 (2)他人との特別な約定により加重された賠償責任 (3)戦争、変乱、暴動、騒擾または労働争議 (4)地震、噴火、洪水、津波または高潮 (5)被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた過失犯以外の犯罪行為に起因する損害 (6)最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する損害 (7)事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為に起因する損害 (8)名誉毀損または秘密の漏洩 (9)被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (10)被保険者または被保険者の使用人、または被保険者と同居する親族が行い、もしくは加担した盗取、詐取 (11)被保険者、被保険者の使用人または被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故 (12)貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取、詐取 (13)原因の如何を問わず、自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊 (14)自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害 (15)給排水管、暖冷房装置等からの蒸気、水の漏出等またはスプリンクラーからの内容物の漏出等による損害 (16)建物外部から内部への雨、雪等の浸入・吹込みによる損害 (17)受託物が預け主に引渡された後に発見された事故 (18)受託物の使用不能に起因する事故 (19)核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染された物等の有害な特性の作用等に起因する事故 (20)自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理に起因する損害 (21)業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 (22)美容を唯一の目的とする業務に起因する損害 (23)クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことに起因する損害</p> <p>*「保険金をお支払いする場合」の(4)および(5)の事由に関しては、「保険金をお支払いできない場合」の(8)の規定を適用しません。</p>

保険種類・特約	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない場合
トラブル解決費用特約	<p>保険期間中かつ被保険者の業務に関連して発生した、第三者とのトラブルの解決について、被保険者に解決対応費用(*)の支払いが発生した場合。</p> <p>(*)弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門職への相談費用(その額および相談内容が、社会通念上妥当と認められるものに限ります。)および文書作成費用等とします。</p>	<p>(1)保険契約者・被保険者の故意</p> <p>(2)保険契約者・被保険者の重大な過失、法令違反</p> <p>(3)自動車、原動機付自転車での事故によるトラブル</p>
感染症保険	<p>被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病(注)し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合。</p> <p>お支払いする保険金:死亡保険金(60万円)</p>	<p>(1)責任開始日前にすでに感染症を発病しているとき。</p> <p>(2)契約者または被保険者の故意または重大な過失により感染症を発病したとき。</p> <p>(3)テロ行為により感染症を発病したとき。(その感染症が「保険金等をお支払いする場合」に記載された感染症であったとしても免責とします。)</p> <p>※この保険の責任開始日は、初年度契約の契約日からその日を含めて10日を経過した日の午前0時とします。従って、責任開始日前に発病した場合は不担保とします。</p> <p>※保険期間中、一被保険者について入院見舞金および通院・自宅待機見舞金の支払額の合計額が80万円に達した場合、超過する金額は支払いません。</p> <p>※同一の感染症を保険期間中に2度以上発病した場合、2度目以降は不担保とします。</p> <p>※同時に2種類の感染症を発病した場合、見舞金の支払は重複しては行いません。</p>
	<p>被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病(注)し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に入院した場合。</p> <p>お支払いする保険金:入院見舞金(日数に応じて7千円~5万円)</p>	
	<p>被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病(注)し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に、通院または自宅待機をした場合。</p> <p>お支払いする保険金:通院・自宅待機見舞金(日数に応じて7千円~5万円)</p> <p>ただし、「新型コロナウイルス感染症」罹患時の通院・自宅待機見舞金は、不担保です。</p> <p>(注)「感染症を発病」とは、医師により感染症と診断されることにより確定するものとし、「発病日」は、医師が感染症と診断するために行った検査の日と医師により感染症の治療が開始された日のいずれか早い日とします。但し、被保険者が死亡した後に感染症と診断された場合には、死亡した日を発病日とみなします。なお、「医師により感染症と診断」は、病原体に応じた検査による場合の他、症状などから明らかまたは強く疑われると医師が判断した場合を含むものとします。</p>	
感染症検査費用特約	<p>被保険者が国内で、責任開始日以降に業務に起因して生じた次のいずれかの事故により感染症罹患の疑いが生じ、保険期間中に医療施設において検査を行った場合。なお、空気感染は対象外とします。</p> <p>(1)感染者に使用した針への接触</p> <p>(2)感染者の嘔吐物、血液等の飛まつによる曝露、およびその他事故によるこれらへの接触</p>	<p>この特約の責任開始日は、初年度契約の契約日からその日を含めて10日を経過した日の午前0時とします。従って、責任開始日前に受けた検査は不担保とします。</p>

保険期間及び継続

契約概要

保険期間は1年間とし、契約日または自動継続日から1年後の契約始期日時と同日同時刻までとします。ただし、契約初年度のみ、当社の定めるところにより、任意の日時までとすることができます。

保険期間の満了に際しては、継続のご案内を送付します。当社またはご契約者様から、特段の申し出がない場合には、継続のご案内に記載したとおり、保険契約を自動継続させていただきます。ただし、継続契約に対する保険料をお支払いいただけなかった場合は、自動継続は取消しとします。

責任開始時期

注意喚起情報

【職業賠償責任保険、医療・福祉専門職特約、トラブル解決費用特約】

保険契約申込書に定めた保険始期日・時刻から当社の責任を開始し、保険終期日の午後4時に終了いたします。2年度目以降の自動継続契約においては、自動継続日の午後4時から責任を開始し、保険終期日の午後4時に責任を終了します。

【感染症保険・感染症検査費用特約】

初年度契約においては、保険契約申込書に定めた保険始期日から始期日を含む10日間は不担保とし(免責期間)、10日を経過した日の午前0時から当社の責任を開始し、保険終期日の午後4時に終了いたします。2年度以降の自動継続契約においては、自動継続日の午後4時から責任を開始し、保険終期日の午後4時に責任を終了します(2年度目以降の契約においては免責期間はありません)。

【補償対象となる五類感染症(下表に記載のない五類感染症は補償対象となりません)】

【法】インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症

【省令】アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、感染性胃腸炎、急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)、急性出血性結膜炎、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎(侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症及び侵襲性肺炎球菌感染症を除く。)、ジアルジア症、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発疹、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症

※「新型コロナウイルス感染症」罹患時の通院・自宅待機見舞金は、不担保です。

引受条件

契約概要 注意喚起情報

この保険は、福祉専門職（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門）、福祉系業務に従事するその他の医療・福祉系専門資格の方個人でご契約いただくか、介護保険施設等をご契約者とし、同施設に勤務する福祉専門職等の方々を被保険者としてご契約いただく保険です。なお、保険金額および保険料はパンフレットP2をご覧ください。

当社は、保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内であって、保険金額が一被保険者合計で1,000万円を超えない範囲（注）内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業（少額短期保険業）を行います。

（注）1契約者当たりの上限は、保険区分毎に定められた1被保険者当たりの上限の100倍です。

保険料と払い込み方法

契約概要 注意喚起情報

保険料は、パンフレット等に記載されており、一時払いのみお取り扱いいたします。ご契約者様にはクレジットカード払い（WEBサイトからお申込みの場合）または口座振替（用紙でのお申込みの場合）により保険料を払い込みいただけます。

当社が指定する期日に保険料を払い込みいただけなかった場合で、払い込み猶予期間内にも保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は失効となりますので、ご注意ください。

契約内容の見直しについて

注意喚起情報

- ①当社はこの保険種類の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、契約継続の際に保険料を増額または保険金等の額を減額することがあります。この場合、変更日の2か月前までに契約者に文書で通知の上、変更日から保険料率または保険金等の額を変更します。
- ②当社はこの保険種類が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この保険種類の販売を取りやめ、保険契約の継続を取り扱わないことがあります。この場合、中止の2か月前までに契約者に継続を取り扱わない旨を文書で通知します。
- ③保険金等の支払事由発生率が予想を著しく超過するなど、当社の収支の改善が見込めないときは、保険期間中において保険契約の保険料を増額し若しくは保険金等の額を減額すること、または既に支払事由の生じた保険金の削減支払を行うことがあります。この場合、原則として変更日の2か月前までに契約者に通知します。

配当金

契約概要

この保険契約には契約者配当金はありません。

解約

契約概要

この保険契約は、いつでも将来に向かって解約することができます。この保険契約を解約した場合は、以下の算出式に基づいて計算した未経過期間の保険料（未経過保険料）を返還いたします。

$$\text{未経過保険料} = \text{一時払保険料}^{(注)} \times \text{未経過期間} \div 12 \text{ (円未満切り捨て)}$$

*未経過期間は、解約日または消滅日から満了日までの月数とします。（月未満の端数日は切り捨てます。）

（注）一時払保険料とは、保険期間1年の保険契約の一時払保険料相当額をいいます。

クーリング・オフ

注意喚起情報

この保険契約は、契約期間が1年以内の為、クーリングオフの対象ではありません。

告知義務および通知義務の内容

注意喚起情報

告知義務とはご契約の際に、危険に関する重要な事項（告知事項）などの当社がお尋ねする重要な事柄について、ありのままに報告していただく義務のことをいいます。ご契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失により事実を告知しなかったか、事実でないことを告知したとき（以下、「告知義務違反」といいます。）は、当社は保険契約を解除することができるものとします。

通知義務とはご契約の際に告知していただいた重要な事柄が、保険期間中に変更となった場合に、その変更内容（通知事項）を当社または代理店に通知いただく義務のことをいいます。

この保険契約における告知事項・通知事項は以下の通りです。

保険種類	告知事項	通知事項
職業賠償責任保険	被保険者の氏名・住所 被保険者の職業・勤務先	被保険者の職業・勤務先
感染症保険	被保険者の氏名・住所 被保険者の専門資格名・職業・勤務先	被保険者の専門資格名・職業・勤務先

保険契約者保護機構について

注意喚起情報

この保険契約は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の対象ではなく、また保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。

ご意見・苦情等のご連絡先

注意
喚起情報

保険の内容等に関するご意見・苦情等については、以下のフリーアクセスで承ります。

メディカル少額短期保険(株)  0120-900-358 受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始休日を除く)

指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」について

注意
喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下のとおりです。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2階

TEL 0120-82-1144

受付時間:月曜日から金曜日の9:00~12:00および13:00~17:00(祝日および年末年始休業期間を除く)

補償重複に関する事項

注意
喚起情報

補償内容が同様の他の保険契約等を被保険者またはそのご家族が締結されているときは、補償が重複して保険料が無駄になることがありますので、補償内容や保険金額等を確認して補償の要否をご判断のうえご契約ください。なお、賠償責任保険では、重複があった場合は、以下のようにお支払いいたします。

- ①職業賠償責任保険(医療・福祉専門職特約、トラブル解決費用特約)の保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、当社は、他の保険契約等がないものとして算出した額を保険金として支払います。
- ②他の保険契約等によりこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または支払われた場合は、当社は、約款に定める支払額から他の保険契約等から支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額を保険金として支払います。

個人情報の取り扱いに関するご案内

注意
喚起情報

保険契約者は、メディカル少額短期保険株式会社(以下「当社」といいます。)に本契約に関する個人情報を提供いたします。当社は、本契約に関する個人情報を下記の目的の範囲内で利用する他、①から④の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別の非公開情報(機微(センシティブ)情報)については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的を限定しております。

- 保険契約のお引受・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払
 - 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - 当社並びに代理店の営業等に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - その他保険に関連・付随する業務
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に提供すること
 - ②保険金支払い、契約の維持・管理、等の判断をするうえでの参考とするために、(一社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社と共同して利用すること(支払時情報交換制度)
 - ③当社と当社のグループ会社または当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために共同して利用すること
 - ④契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、メディカル少額短期保険株式会社のホームページ
(<https://www.medical-ssi.co.jp/>)をご参照ください。

■ 支払時情報交換制度

当社は、(一社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(一社)日本少額短期保険協会ホームページ(<https://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

お支払い例

家族の一人がインフルエンザを発症し、
後日自分も発熱。
インフルエンザと診断された。



通院・待機日数 5日間

お見舞金 **7,000円**

お支払い例

PCR検査を受けたところ、翌日
新型コロナウイルスと診断確定され
入院を指示された。

通院（検査日） 1日間 補償対象外
入院 8日間 10,000円

お見舞金 **10,000円**

感染見舞金 お支払い例

お支払い例

受け持ちの患者さんが流行性角結膜炎
に罹患。同じ症状が出たため、病院を
受診し流行性角結膜炎と診断された。

通院・待機日数 6日間

お見舞金 **7,000円**

お支払い例

咳が止まらず病院を受診したところ、
結核と診断された。

通院・待機日数 31日 50,000円
入院 38日 50,000円

お見舞金 **100,000円**

※上記お支払い例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

このパンフレットは、「福祉専門職保険」についてご紹介したものです。お申込みにあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、引受保険会社まで問い合わせください。

引受保険会社・お問い合わせ先・事故発生時のご連絡先

メディカル少額短期保険株式会社

東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル4F



0120-900358

(土・日・祝日・年末年始除く9:00~17:00)

取扱代理店

株式会社メディックプランニングオフィス

東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル3F



0120-557512

(土・日・祝日除く9:00~17:00)